

## 質問事項への対応状況を追跡調査 知内、伊達、福島、芽室の議会の試み

長が議員の一般質問などに対して「検討する」とか、これに類する表現で答弁した事項について、その後の対応を追跡調査する議会が相次いでいる。まだ全国的なひろがりはないが、道内では、青森県佐井村議会をモデルとした知内町議会を先頭に、伊達市、福島町、芽室町などの議会が実施している。議員議会活動の中心にある長などへの「質問」を「棚上げ状態」で放置しないため、今後は議会改革の一環として各地にひろがる可能性がある。

知内町議会作成の「追跡質問の実施方法等について」によれば、追跡質問は、各定例会の議事日程にのせて一般質問の前行い、過去三回の定例会で議員が一般質問した事項がその対象になる。手続きとしては、一般質問した議員本人が追跡質問するかどうかを判断し、それを議長に通告して実施する。また、答弁者には「一般質問の形骸化にならないよう結果のみを求める」とし、質問時間は、答弁をふくめて「二〇分以内を目途」にしている。

伊達市議会も「一般質問答弁事項進捗状況調査実施要領」を作成している。二〇一四年から導入し、議員は、「答弁指定事項進捗状況調査」で、その後の対応方針や進捗状況などの検討結果の報

告を市長に求めることができる。市長が回答した「調査（対応済・対応中・検討中・実施不可）に区分し理由を付加」の内容は、HPをとおして市民に公開される。実施件数は、二〇一五年は一七件、一六年（一定・二定分）は一六件であった。

福島町議会は、知内町、伊達市の先行例を検討したうえで、二〇一四年一月に「一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱」（次頁参照）を定めた。この要綱の制定にあたっては、議案案をもとに議会側（正副議長・議会運営委員長・議会事務局長）と行政側（三役・総務課長・学校教育課長）が協議・合意し、さらには行政の管理職会議における検討・了承をふまえて、全員協議会で実施に向けた最終協議をおこない確定している。

この追跡調査の特徴は、議会が論点整理した「一般質問等における追跡調査のあり方について」で次のように述べている。「当町議会の方向性は、議員が個人で対応する『追跡質問』・『追跡調査』ではなく、誠実・明快な答弁をすべき首長が、自分の発言に責任を持ち、しっかりと説明責任を果たす見地から、議会として対応する『追跡調査』の方式で検討すべきものと考えます。議員個人については、通常の一般質問として対応すべきと考え

ました。」

要するに「議員個人として」ではなく「議会として対応する」追跡調査に力点がある。その具体的なすすめ方は、通年議会制の福島町議会では、各会議のあと、議会運営委員会と議会事務局が、議員のおこなった質問事項を整理し、そのなかから議会として追跡すべきと思われる項目を抽出し、それを質問した議員が確認したうえで議長が町長に調査を提出する。町長の回答は議事日程にのせて各会議で報告、町の広報紙にも全文が掲載される。

溝部幸基議長は、「本町の追跡調査は、不祥事をふくめて極度に停滞していた前町長時代の行政を正す意味合いが濃かったが、現町長下の平時においても、長と議会が適度な緊張関係を維持して住民に対する責任を果たすうえで有効である。町長に対する議会からの問題提起は、一般質問にかかわらず、常任委員会からの政策提言もあるので、これらをふくめて今後の追跡調査のあり方を、議会基本条例に組み込むことも視野に検討する」という。

議会としての追跡調査は芽室町議会も試行をはじめている。同議会は、総合計画や予算に議会の政策意思を反映させるため、議会の年間計画や工程表をつくって、議会の政策活動の見える化をはかっている（いわゆる「政策形成サイクル」）が、それに組み込むかたちで、議員のおこなった一般質問などを議員個人の活動に終わらせることなく議会全体の活動につなげていくため、「常任委員会としての追跡調査」を試行的にすすめている。

「検討する」などという答弁用語は、なにもしないことを意味する逃げ口上といわれて久しい。それを許してきたのは議会と行政のなれ合いなのだが、そこによりやく「追跡調査」という楔が打ち込まれはじめた。これも議会改革一〇年の到達点の一つである。

へかんばら まさる・北海道大学名誉教授

## 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱

平成26年11月25日  
議会要綱第1号

改正 平成27年6月1日議会要綱第1号  
平成28年4月22日議会要綱第2号

### (目的)

**第1条** この要綱は、福島町議会本会議、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会（以下「本会議等」という）における議員の一般質問及び町長提出議案（以下「議案」という）に対する町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の答弁及びその後の対応を調査して公表することにより、町民への説明責任を果たすことを目的とする。

### (実施主体)

**第2条** この調査は、福島町議会（以下「議会」という。）が福島町及び福島町教育委員会を対象に行う。

### (対象とする答弁調査事項)

**第3条** 本会議等において、議員の一般質問及び議案審議（質疑・意見交換）に対し、町長等が行った答弁内容を精査し、指定した答弁調査指定事項（以下「指定事項」という。）を調査の対象とする。

2 前項の指定事項は、町長等が「実施します」、「取り組みます」、「検討します」、「見直します」、「勉強します」、「研究します」、「調査します」、「協議します」、「努力します」、「努めます」、「参考にします」等の答弁とする。

### (調査対象の申出)

**第4条** 前条に規定する答弁があつたとき、議会運営委員会は、その内容を様式「答弁指定事項進捗状況調査調査書（以下「調査書」という。）」に当該本会議の会議録（音源）を確認のうえ整理し、質問（審議）した議員に当該調査書の確認を経て議長に提出することができるとする。

2 議長は、前項の規定により提出された調査書を町長等へ送付するものとする。

### (報告の義務及び方法)

**第5条** 町長等は、前条第2項の規定により議長から調査書が送付されたときは、答弁調査指定事項の対応方針又は進捗状況（以下「対応方針等」という。）を当該調査書により議会に報告するものとする。

2 町長等は、調査書により対応方針等を当該答弁指定事項の結論がでるまで、定例に再開する本会議に報告するものとするが、当該答弁調査指定事項にかかる対応方針等を初めて報告した時から2年を目途に整理するものとする。

3 第2項に規定する議会報告の方法は、議事日程に「福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について」として載せ、町長等の行う行政報告の次に行うものとする。

### (町民への報告時期等)

**第6条** 町長等は、前条第2項の規定に基づく議会報

告の内容を、町広報、ホームページ等に速やかに掲載し、町民に対して公表するものとする。

**第7条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長と町長が協議のうえ定める。

### 附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度定例会3月会議から適用する。

附則（平成27年6月1日議会要綱第1号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成28年4月22日議会要綱第2号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条第1項、第5条第1項関係）

答弁指定事項進捗状況調査			
本会議名等	議員名	確認年月日	年 月 日
開催日	年月日	議案名等	
会議名			
質問要旨			
答弁要旨 (答弁者: )			
対応・進捗状況	対応済み ( 年 月 日)	対応中	実施不可
取り組み状況	■ 年 月 日 現在		
調査を終了する本会議	年度 月定例会議		
その他参考事項			